

文化財保護・管理暫定条例 全国重要文化財保護物件目録

編集部注釈・翻訳

ここに紹介する「文化財保護・管理暫定条例」（文物保護管理暫行条例）は、1960年11月17日、国務院第105次全体会議で採択され、翌年3月4日、国務院により公布されたものである。この“暫定条例”は旧来の文化財の保護・管理に関する諸法令を総合し、総括的なものとして制定されている。したがって、これまでの諸法規は、珍しい生物（例えば四川省のパンダ）、貴重な化石（恐竜の化石等）に関する部分を除いて、すべて廃止となった（同条例第18条）。本編集部が手にしたこれまでの条例法規は次の如くである。

①1950年5月24日、中央人民政府院公布、「禁止珍貴物圖書文物出口暫行辦法」（貴重な文化財・圖書の輸出を禁止する暫定方法）

②同じく50年5月24日、「政務院為規定古蹟、珍貴文物、圖書及稀有生物保護辦法、並頒發『古文化遺址及古墓葬之調查發掘暫行辦法』令」（旧蹟、貴重な文化財・圖書および珍しい生物を保護する方法、ならびに「古文化遺蹟および古墳墓の調査・発掘暫定方法」を公布することについての政務院令）

③同日、政務院より「古代文化遺址及古墓葬之調查發掘暫行辦法」（古文化遺蹟および古墳墓の調査・発掘暫定方法）を公布。

④1950年6月16日、「政務院徵集革命文物令」（革命記念物を徵集する政務院令）

⑤同7月7日、「政務院關於保護古文物建築的指示」（古代建築物の保護についての政務院指示）

⑥1953年10月12日、「政務院關於在

基本建設工程中保護歷史及革命文物的指示」（基本建設工事において歴史および革命記念物を保護することについての政務院指示）

1954年の憲法制定後には、次のものがある。

⑦1956年4月2日、「国務院關於在農業生產建設中保護文物的通知（農業生產建設において文化財を保護することについての国務院の通知）

さらには、前述の61年3月4日国務院公布の“暫定条例”と後出61年3月4日の“国務院の通知”・“物件目録”のほか、次のものがある。

⑧1961年3月4日、「国務院關於進步加強文物保護和管理工作的指示（文化財の保護と管理をさらに強化することについての国務院指示）

このほか、化石保護についての通知なども若干みられるが、割愛した。

解放以前、中国の歴史・文化遺産は、帝国主義者および反動支配階級の掠奪と破壊により、大きな損失が加えられた（⑧指示）。解放後、まず貴重な文化財と圖書の外国への流失を防ぐことから手を付け、①の規定を制定し、また、對外貿易部發行の携帯品に関する規定の中でも文化財の搬出を禁止し、政府の「文化遺産を保護する」政策を再度明らかにした。

この「保護」範囲は、「暫定条例」に明文化されている。1961年3月4日公布した「第1回全国重要文化財保護物件目録」では、(1)革命遺跡および革命記念建築物、(2)石窟寺、(3)古代建築お

よび歴史記念建築物、(4)石刻、その他、(5)古代遺跡、(6)古墳墓などに分かれている。

このなかには(1)先史時代の遺跡・化石、(2)建築物及び附属品、あるいは模型、(3)各時代の画家の作品、宮殿、寺院および古墳の壁画、または刺繍、漆画等、(4)彫刻、仏像および金、石、玉、竹、陶磁器による彫刻民芸品、(5)銘刻、(6)図書、資料、書、拓本などを含む、(7)各時代の貨幣、(8)輿服、(9)各種の生産用具、兵器、礼器、法器、明器、計器類、家具、日用品、文房具および娯楽用品、などが含まれている。

とくに注目すべきことは、革命記念物の収集と保護を重視していることである。この革命記念物についてはかつて独自の法令(④の「政務院令」)が制定され、その内容を「5, 4」以来の新民主主義革命を中心とし、古くはアヘン戦争、太平天国、辛亥革命および同時期のその他の革命運動に関する史料(文献と実物)である、としている。

また、中国は多民族国家であるがゆえ“物件目録”のなかには少数民族の歴史・文化に関する文化財が多く含まれておる。これらにたいし、前述の諸法令が適用されるのはもちろんのこと。さらには、少数民族に関する法令のなかでも、具体的な保護と管理についての措置が定められている(本月報1971年10月号・284号資料参照)。

1961年の“暫定条例”と1961年3月4日の指示に至るまでの過程をみると、土地改革(1947年冬から解放区で始め、1952年末には一部の少数民族居住地域を除いて、全国範囲で基本的に完了した)の過程で、すでに文化財の保護と管理が問題になった。それは、地主の所有している文化財の没収として現われている。(②政務院会)。同時に、大量の土地改革工作隊が広範な農村に入っていくことによって、古代建築物の破損状況が明らかになったのであろう。1950年6月30日「中華人民共和国土地改革法」が公布されて間もなく、政務院により⑥指示があとを

ついで公布され、事例をあげ、その破損状況を伝ええると同時に古代建築物を「放棄、取り毀し、破壊」する行為にたいし強い警告を発している。さらに、新中国の社会主義建設事業が進み、大規模な工業、農業建設が行なわれるようになると、新らしく貴重な歴史的文物が出土したり、文化財の移転を必要とすることがしばしば現われた。そのつど、必要に応じて具体的な処理措置について規定を行なっているのが中国の文化保護・管理諸法令の特徴である。

もう一つの特徴として、前述の如く、文化財保護管理に関する法令は、文化財の外国への流失の防止と破損の防止から始まり、次第に維持・保全さらには積極的な調査と発掘・研究へと急テンポで発展している。はやくも1950年5月24日には「古文化遺蹟および古墳墓の調査発掘暫定方法」が制定された。参考までに、一部分を紹介しておく。

第六条 発掘作業を進めようとしている団体は以下の諸条件を備えていなければならない。
(一)学識経験豊かな野外考古学専門家が必ず実地指導に当ること。

(二)数人の発掘作業に熟練した技術要員を必ず有すること。

(三)発掘作業を進める詳しい計画、必要な設備、および十分な経費を必ず有すること。

第七条 ある発掘作業を進めようとしている団体は、次の項目に従い、表用紙に記入し、中央人民政府文化部に提出し、許可を得なければならない。

(一)団体の略史、主宰者および構成員の氏名、住所、略歴、

(二)経費および設備、

(三)発掘地の名称、発掘物の所在と境界。平面図を附する。

(四)発掘の目的と施工計画、

(五)発掘期限、

ここから、中国の歴史的文化財の発掘が積極的かつ厳密、慎重に行なわれていたことがわかる。

このように歴史的文化財にたいする研究が進むことによって、「文化遺産を保護する」意義もさらに明確になってきた。53年10月の⑥「政務院指示」は、次のように指摘している「(これら文物と建築物は、)わが国の歴史と文化を研究するうえでのもっとも頼りある実例であると同時に、広範な人民に愛国主義教育を行なうもっとも具体的な材料である」と。各時代人民の革命運動の記念物を重視している理由もここにある。この観点から、興味本位に何でも展覧するのではなく、たとえば昔、少数民族を征伐した記念碑などの文化財は、原則として封蔵され、破かいもされずまた公開もされていない。61年3月の⑧「国務院指示」は、さらに大衆にたいする教育的役割を強調し、建国以来党と政府の指導のもとに、かつて歴史にみることでできなかった文物にたいする保護を行ない、「陳列・展示活動を通じ、広範な人民にたいし、革命的伝統の教育と愛国主義教育を行

ない、科学研究のために豊富な資料を提供し、その成果は大変大きいものであった」と述べている。プロレタリア文化大革命を経た現在では、《考古》編集部論文が述べているように歴史文化財にたいする保護・管理、および発掘・研究によって、多くの貴重な資料を得たと同時に、「考古学研究活動を思想・政治教育工作と結びつけ、考古財を利用して搾取階級の豪奢・逸楽および労働人民にたいする残酷な抑圧と搾取を暴露批判し、富や文化をつくりあげた労働人民を心から歌いあげた。したがって、広範な革命の大衆の歓迎を受けている。」これほど、文化遺産の保護と研究についての意義を明らかにしたことはかつてなかった。これはまさに、毛沢東思想の勝利であり、プロ文革の成果であると言える。

なお、“第一回目録”には台湾省のものが含まれておらず、目録最後に「台湾省の全国重要文化財保護物件目録は、解放されたのちに補足する」と注が加えられていることに注意されたい。

文化財保護・管理暫定条例

1960年11月17日 国務院全体会議第105会議通過

1961年3月4日 国務院公布

第一条 中華人民共和国国境内における歴史的、芸術的、科学的価値を有する一切の文化財は、これを破壊し又勝手に国外に持ち運んではならない。各級人民委員会は所轄地域内の文化財に対して保護する責任を負う。現在地下に埋蔵されている一切の文化財は、すべて国家の所有に属する。

第二条 国家が保護する文化財の範囲は次のごとくである。

- (一) 重要な歴史事件、革命運動および重要人物と関係があり、記念する意義と史料価値を有する建築物、遺跡、記念物等。
- (二) 歴史的、芸術的、科学的価値を有する古代文化遺跡、古代墳墓、古代建築物、石窟寺、石刻等。
- (三) 各時代の価値を有する芸術品、工艺美术品。
- (四) 革命文献資料および歴史的、芸術的、科学的価値を有する旧図書資料。
- (五) 各時代の社会制度、社会生産、社会生活を反映する代表的物件。

第三条 各省、自治区、直辖市および文化財の比較的多い専区、県、市は文化財を保護、管理する専門機構を設立し、その地区内の文化財の保護管理、調査研究、宣伝、収集、発掘等の具体的仕事に責任を負わなければならない。

第四条 各級文化行政部門は常に文化財調査をおこなわなければならない、かつ重要な革命遺跡、記念建築物、古代建築物、石窟寺、石刻、古代文化遺跡、古代墳墓等を次々と選択して、その価値の大小にもとづき、下記の手続きにもとづき県（市）級文化財保護物件あるいは省（自治区、直辖市）級文化財保護物件に指定しなければならない。

（一） 県（市）級文化財保護物件は、県、市文化行政部門が県、市人民委員会に報告し、県、市人民委員会が審議決定、公布し、かつ省、自治区、直辖市人民委員会に登録する。

（二） 省（自治区、直辖市）級文化財保護物件は、省、自治区、直辖市の文化行政部門が、省、自治区、直辖市の人民委員会に報告し、省、自治区、直辖市の人民委員会が審議決定し公布する。かつまとめて国务院に登録する。

文化部は省（自治区、直辖市）級文化財保護物件の中から、重要な歴史的、芸術的、科学的価値を持つ文化財保護物件を選択し、まとめて国务院に報告し、国务院が審議決定して公布し、全国重要文化財保護物件とする。

第五条 すでに公布された文化財保護物件については、省、自治区、直辖市人民委員会と県、市人民委員会がそれぞれ必要な保護範囲を定め、標識を作って説明を加え、かつ科学的な記録文献を作成しなければならない。全国重要文化財保護物件の保護範囲の確定は、文化部に報告し、文化部の審議、決定を受けなければならない。

一切の文化財保護物件の保護と管理は、すべて所在地の県、市人民委員会が責任を持つ。日常の具体的な保護および管理は所在地の人民公社、機関、学校、団体に委託しておこなうことができる。特に重要な文化財保護物件については、省、自治区、直辖市は博物館、研究所、保管所等の専門機構を設置することができる。

第六条 各級人民委員会は生産建設計画と都市建設計画を設定する時、所轄地区内の各級文化財保護物件を計画上の考慮に入れ、保護を加えなければならない。

第七条 工業、農業、水利、交通、国防、都市建設等の部門は、各工事の設計をする時、工事範囲内の文化財保護物件について、事前に、省、自治区、直辖市もしくは県、市文化行政部門と協議し具体的方法を定め、設計作業書に組み入れなければならない。もし建設工事の特別の必要性により、文化財保護物件の発掘もしくは移転が必要ならば、建設部門は文化財保護物件の級別にもとづいて、該当する級の人民委員会と協議し、かつ意見の一致を見た後に始めて着工することができる。意見が別れた時は、人民委員会が上級に報告し、上級が決定する。

全国重要文化財保護物件の発掘もしくは移転は、省、自治区、直辖市人民委員会が国务院に報告し国务院が決定する。

第八条 大規模な工業、農業、水利、交通、国防、都市建設等の工事をおこなう時、建設部門は事前に省、自治区、直辖市文化行政部門と、工事範囲内で文化財の実地調査をし、調査中に発見した文化財については、共同して具体的な保存もしくは処理方法を協議し

なければならない。もし特別に重要な発見をしたときは、省、自治区、直轄市文化行政部門は文化部に報告し文化部が処理すべきである。

一般建設工事もしくは農業生産中に、もし文化財を発見した時は、ただちに該当地の文化行政部門に報告しなければならない。もし重要な発見の場合には、該当地の文化行政部門はただちに上級文化行政部門に報告し、上級文化行政部門が処理すべきである。

第九条 建設工事に関連しておこなわれる文化財の実地調査、発掘、移転のためのとりこわし、移転等の作業は建設工事計画にくみ入れ、必要な経費と労働力は、建設部門が予算と労働計画に各々くみ入れなければならない。

第十条 各文化財管理機構、科学研究機構および学校等の行なう文化財の発掘は、建設工事にともなっておこなう場合を除き、発掘計画を提出し、文化部が中国科学院と協議して審査許可をおこなった後に、始めて発掘をおこなうことができる。

第十一条 調査により文化財保護物件に決定した記念建築物、古代建築、石窟寺、石刻、彫塑等（建築物の附属物を含む）に、修繕、保全をおこなう時には、必ずもとの状態に回復するもしくは現状を保存するという原則を厳格に遵守し、保護区域内において、その他の建設工事をおこなってはならない。

全国重要文化財保護物件の修繕計画は、文化部の審査・許可を経なければならない。省（自治区、直轄市）級の文化財保護物件の修繕計画は、省、自治区、直轄市文化局（庁）の審査許可をへ、文化部に登録しなければならない。県（市）級の文化財の保護物件の保修計画は、県、市文化行政部門の審査、許可をへ、省、自治区、直轄市文化局（庁）に登録しなければならない。

上述の文化財保護物件を取り除かなければならない時は、心ず原公布機関の許可を経て、かつ取り除く前にすべてを実測、撮影、文字記録の作成などの作業を行わなければならない。保存可能な典型的建築構造部品および附属文化財などは、博物館もしくは文化財管理機関に引き渡して保存しなければならない。

第十二条 文化財保護物件に審議決定された記念建築物もしくは古代建築で、博物館や保管所を設けることができるもの、あるいは参観遊覧場所として公開することができるものを除き、もしもその他の用途に用いなければならない場合は、主管の文化行政部門が人民委員会に報告し、人民委員会の許可を受けなければならない。建物を使用する機関は、原状を変えないという原則を厳格に遵守し、かつ建築物および附属文化財の保全を責任をもって保証しなければならない。

第十三条 各地の文化行政部門は文化財商業に対する管理を強化し、かつ当地に散在している文化財の調査と収集をおこなわなければならない。

廃品の回収および使用部門は各地の文化行政部門と共同で責任もって廃品の中から文化財を選び出し、かつ保護をおこなうことに注意しなければならない。

第十四条 歴史的、芸術的、科学的価値をもつすべての重要文化財は、国务院が国外展示と交換の為の搬出を承認した場合を除いて、一律に輸出を禁止する。輸出する文化財は、必らず税関が文化行政部門に鑑定をもとめなければならない。積み出し地点は指定

港に限定する。鑑定により輸出すべきでないとされた文化財は、必要な時には国が買いあげることができる。密輸出をはかった事が明らかになった文化財については、没収するものとする。

第十五条 重要文化財の保護に功績があったか、もしくは重要文化財を寄贈した機関又、個人に対しては、表彰又は適当な物質的奨励をおこなう事ができる。文化財を破壊し、損傷し、盗み出した者および文化財を密輸出した者は、事情の重要さに照らして処罰する。

第十六条 中華人民共和国文化部は本条例にもとづいて各種の具体的な実施方法を制定することができる。

第十七条 各省、自治区、直轄市人民委員会は本条例の精神にもとづいて、具体的情況にあわせて、該当地区の文化財保護管理の方法を制定することができる。

第十八条 本条例は公布の日より施行する。

本条例の公布後は、珍しい生物と古代生物化石の保護についての規定がひきつづき効力を持つほかは、中央人民政府政務院と國務院がかって公布した文化財保護、管理の法規は、一律に廃止する。

第一回全国重要文化財保護物件目録の 公布に関する國務院の通知

(1 9 6 1 年 3 月 4 日)

國務院は文化部が提出した第一回全国重要文化財保護物件の目録(合計180点)を承認し、公布する。文化部はひきつづき省(自治区、直轄市)級の文化財保護物件の中から重要な歴史的、芸術的、科学的価値のあるものを選び出し、まとめて國務院に報告し、國務院により審議決定、公布する。さらに関係ある地方と部門に協力して保護管理を強化しなければならない。

各省、自治区、直轄市の人民委員会は「文化財

保護管理暫定条例」の規定にもとづいて、短期間のうちに関係部門を組織して該当地区内の全国重要文化財保護物件に対して保護の範囲を設定し、標識を作って説明を加え、ならびに科学的な記録文献を順次作成しなければならない。同時に関係ある県、市人民委員会が所轄区域内の全国重要文化財保護物件の保護管理を正しくおこなうように督促しなければならない。

第一批全国重点文物保护单位名单

(共計180处)

(一) 革命遺址及革命紀念建築物 (共33处)

編號	分類 号	名 称	时 代	地 址	备 注
1	1	三元里平英团遺址	1841 年	广东省广州市三元里	
2	2	金田起义地址	1851 年	广西僮族自治区桂平县 金田村	

3	3	太平天国忠王府	1860—1863年	江苏省苏州市东北街	
4	4	韶山冲毛主席旧居	1893年	湖南省湘潭县韶山冲	
5	5	江孜宗山抗英遗址	1904年	西藏自治区江孜县	
6	6	黄花崗七十二烈士墓	1911年	广东省广州市	
7	7	武昌起义军政府旧址	1911年	湖北省武汉市	
8	8	北京大学红楼		北京市东城区沙滩	“五四”运动的纪念地址
9	9	上海中山故居	1919年	上海市香山路	
10	10	中国社会主义青年团中央机关旧址	1920—1921年	上海市淮海路渔阳里	
11	11	中国共产党第一次全国代表大会会址	1921年	上海市兴业路	
12	12	广州农民运动讲习所旧址	1926年	广东省广州市中山四路	
13	13	“八一”起义指挥部旧址	1927年	江西省南昌市	
14	14	秋收起义文家市会师旧址	1927年	湖南省浏阳县	
15	15	海丰红宫、红场旧址	1927—1928年	广东省海丰县中山西路	
16	16	广州公社旧址	1927年	广东省广州市维新路	
17	17	井冈山革命遗址	1927—1929年	江西省宁冈县	
18	18	古田会议会址	1929年	福建省上杭县古田村	
19	19	中山陵	1929年	江苏省南京市紫金山	
20	20	瑞金革命遗址	1931—1934年	江西省瑞金县	
21	21	遵义会议会址	1935年	贵州省遵义市	
22	22	泸定桥		四川省甘孜藏族自治州泸定县	1935年红军长征途中强夺铁索桥战役的纪念地
23	23	延安革命遗址	1937—1947年	陕西省延安县	
24	24	卢沟桥		北京市丰台区	包括宛平县城。1937年“七七”抗战爆发的纪念地。桥始建于金代。
25	25	平型关战役遗址	1937年	山西省繁峙县	
26	26	八路军总司令部旧址	1938年	山西省武乡县	
27	27	新四军军部旧址	1938—1941年	安徽省涇县	
28	28	八路军重庆办事处旧址	1938—1946年	四川省重庆市红岩村及曾家岩	
29	29	冉庄地道战遗址	1942年	河北省保定市	
30	30	天安门		北京市	1949年开国大典在此举行。明代始建，经历次重修。
31	31	鲁迅墓		上海市虹口公园	1956年迁葬于此
32	32	中苏友谊纪念塔	1957年	辽宁省旅大市	
33	33	人民英雄纪念碑	1958年	北京市天安门广场	

(二) 石窟寺 (共 14 处)

编号	分类号	名称	时代	地址	备注
34	1	云冈石窟	北魏	山西省大同市	
35	2	莫高窟	北魏至元	甘肃省敦煌县	包括西千佛洞
36	3	榆林窟	北魏至元	甘肃省安西县	
37	4	龙门石窟	北魏至唐	河南省洛阳市	包括白居易墓
38	5	麦积山石窟	北魏至明	甘肃省天水市	
39	6	炳灵寺石窟	北魏至明	甘肃省临夏回族自治州 临夏市	
40	7	响堂山石窟	东魏、北齐至元	河北省邯郸市	
41	8	克孜尔千佛洞	唐至宋	新疆维吾尔自治区拜城县	传开凿于三世紀
42	9	庫木吐喇千佛洞	唐至宋	新疆维吾尔自治区庫車县	传开凿于三世紀
43	10	皇澤寺摩崖造象	唐	四川省广元县	
44	11	广元千佛崖摩崖造象	唐、宋	四川省广元县	
45	12	北山摩崖造象	唐、宋	四川省大足县	包括佛灣、观音坡、佛耳峰、营盘山。
46	13	宝頂山摩崖造象	宋	四川省大足县	包括大佛灣、小佛灣、廣大山、龙潭、松林坡。
47	14	石钟山石窟	南詔、大理(公元 649—1094 年)	云南省大理白族自治州 劍川县	包括石钟寺、獅子关、沙登。

(三) 古建筑及历史紀念建筑物 (共 77 处)

编号	分类号	名称	时代	地址	备注
48	1	太室阙	东汉	河南省登封县	
49	2	少室阙	东汉	河南省登封县	
50	3	启母阙	东汉	河南省登封县	
51	4	馮煥阙	东汉	四川省渠县	
52	5	平阳府君阙	东汉	四川省綿阳县	
53	6	沈府君阙	东汉	四川省渠县	
54	7	孝堂山郭氏墓石祠	东汉	山东省肥城县	
55	8	嘉祥武氏墓群石刻	东汉	山东省济宁市	
56	9	高颐墓阙及石刻	东汉	四川省雅安县	
57	10	褒斜道石門及其摩崖石刻	汉至宋	陕西省汉中市	
58	11	安济桥(大石桥)	隋	河北省宁晋县	
59	12	安平桥(五里桥)	南宋	福建省晋江县	
60	13	永通桥(小石桥)	金	河北省宁晋县	
61	14	嵩岳寺塔	北魏	河南省登封县	

62	15	四門塔	东魏	山东省历城县	
63	16	大雁塔	唐	陕西省西安市	
64	17	小雁塔	唐	陕西省西安市	
65	18	崇圣寺三塔	唐、五代	云南省大理白族自治州大理市	
66	19	房山云居寺塔及石經	隋、唐、辽、金	北京市房山县	
67	20	兴教寺塔	唐	陕西省长安县	包括兴教寺其他建筑物
68	21	苏州云岩寺塔	五代	江苏省苏州市	包括云岩寺其他建筑物
69	22	祐国寺塔(铁塔)	北宋	河南省开封市	
70	23	定县开元寺塔(料敌塔)	北宋	河北省定县	
71	24	佛宫寺释迦塔(应县木塔)	辽	山西省应县	
72	25	六和塔	南宋	浙江省杭州市	
73	26	广惠寺华塔	金	河北省正定县	
74	27	妙应寺白塔	元	北京市西城区	
75	28	真觉寺金剛宝座(五塔寺塔)	明	北京市海淀区	
76	29	海宝塔	清	宁夏回族自治区银川市	
77	30	义慈惠石柱	北齐	河北省易县	
78	31	赵州陀罗尼經幢	北宋	河北省宁晋县	
79	32	南禪寺大殿	唐	山西省五台县	
80	33	佛光寺	唐至清	山西省五台县	
81	34	大昭寺		西藏自治区拉薩市	建于七世紀中叶, 經历代修繕增建。
82	35	昌珠寺		西藏自治区乃东县	傳为七世紀建
83	36	光孝寺	五代至明	广东省广州市	
84	37	独乐寺	辽	河北省薊县	
85	38	晋祠	宋	山西省太原市	
86	39	奉国寺	辽	辽宁省义县	
87	40	清淨寺	宋	福建省泉州市	
88	41	善化寺	辽、金	山西省大同市	
89	42	隆兴寺	宋	河北省正定县	
90	43	保国寺	北宋	浙江省宁波市	
91	44	华严寺	辽、金、清	山西省大同市	
92	45	白馬寺	金至清	河南省洛阳市	即东汉創建的白馬寺旧址
93	46	永乐宫	元	山西省芮城县	
94	47	武当山金殿	元、明	湖北省光化县	
95	48	薩迦寺	元	西藏自治区薩迦县	
96	49	广胜寺	元、明	山西省洪洞县	
97	50	观星台	元	河南省登封县	
98	51	居庸关云台	元	北京市昌平区	

99	52	曲阜孔庙及孔府	金至清	山东省曲阜县
100	53	故宫	明、清	北京市
101	54	万里长城——八达岭	明	北京市延庆县
102	55	万里长城——山海关	明	河北省秦皇岛市
103	56	万里长城——嘉峪关	明	甘肃省酒泉市
104	57	西安城墙	明	陕西省西安市
105	58	天坛	明	北京市崇文区
106	59	北海及团城	明、清	北京市西城区
107	60	布达拉宫	明至民国	西藏自治区拉萨市
108	61	噶丹寺	明初至清	西藏自治区拉萨市
109	62	扎什伦布寺	明初至清	西藏自治区日喀则县
110	63	智化寺	明	北京市东城区
111	64	塔尔寺	明	青海省湟中县
112	65	沈阳故宫	清	辽宁省沈阳市
113	66	国子监	清	北京市东城区
114	67	雍和宫	清	北京市东城区
115	68	普宁寺	清	河北省承德市
116	69	普乐寺	清	河北省承德市
117	70	普陀宗乘之庙	清	河北省承德市
118	71	须弥福寿之庙	清	河北省承德市
119	72	武侯祠	清	四川省成都市
120	73	杜甫草堂	清	四川省成都市
121	74	拙政园	明、清	江苏省苏州市
122	75	颐和园	清	北京市海淀区
123	76	避暑山庄	清	河北省承德市
124	77	留园	清	江苏省苏州市

(四) 石刻及其他 (共 11 处)

编号	分类号	名称	时代	地址	备注
125	1	西安碑林	汉至近代	陕西省西安市	
126	2	爨宝子碑	东晋	云南省曲靖县	
127	3	爨龙颜碑	南朝	云南省陆良县	
128	4	药王山石刻	隋至明	陕西省铜川市	
129	5	段氏与三十七部会盟碑	大理(公元937—1094年)	云南省曲靖县	
130	6	重修护国寺感应塔碑(西夏碑)	西夏(公元1032—1227年)	甘肃省武威县	
131	7	苏州文庙内宋代石刻	南宋	江苏省苏州市	
132	8	溪州铜柱	五代	湖南省湘西土家族苗族自治州永顺县	
133	9	峨眉山圣寿万年寺铜铁佛像	宋至明	四川省峨眉县	

134	10	滄州铁獅子	后周	河北省滄县	
135	11	保圣寺罗汉塑像	北宋	江苏省吳县	旧傳为唐楊惠之塑

(五) 古遺址 (共 26 处)

編號	分类号	名 称	时 代	地 址	备 注
136	1	周口店遺址	旧石器时代	北京市房山县	
137	2	丁村遺址	旧石器时代	山西省临汾县	
138	3	仰韶村遺址	新石器时代	河南省滎池县	
139	4	半坡遺址	新石器时代	陝西省西安市	
140	5	城子崖遺址	新石器时代	山东省章丘县	
141	6	郑州商代遺址	商	河南省郑州市	
142	7	殷墟	殷	河南省安阳市	
143	8	丰鎬遺址	周	陝西省长安县	
144	9	临淄齐国故城	周	山东省益都县	
145	10	曲阜魯国故城	周至汉	山东省曲阜县	
146	11	侯馬晋国遺址	东周	山西省侯馬市	
147	12	楚紀南故城	东周	湖北省江陵县	
148	13	郑韓故城	东周	河南省新郑县	
149	14	赵邯鄲故城	战国	河北省邯鄲市	
150	15	燕下都遺址	战国	河北省易县	
151	16	阿房宮遺址	秦	陝西省西安市	
152	17	汉长安城遺址	西汉	陝西省西安市	
153	18	汉魏洛阳故城	东汉至北魏	河南省洛阳市	
154	19	高昌故城	高昌(公元500—640年)	新疆維吾尔自治区吐魯番县	
155	20	雅尔湖故城	高昌(公元500—640年)	新疆維吾尔自治区吐魯番县	
156	21	大明宮遺址	唐	陝西省西安市	
157	22	太和城遺址	南詔(公元649—902年)	云南省大理白族自治州大理市	包括南詔德化碑
158	23	渤海国上京龙泉府遺址	渤海(公元698—926年)	黑龙江省宁安县	
159	24	辽上京遺址	辽	內蒙古自治区巴林左旗	
160	25	辽中京遺址	辽	內蒙古自治区宁城县	
161	26	古格王国遺址		西藏自治区扎达县	約为公元十世紀前后

(六) 古墓葬 (共 19 处)

編號	分类号	名 称	时 代	地 址	备 注
162	1	黃帝陵		陝西省黃陵县	
163	2	孔林	东周	山东省曲阜县	
164	3	秦始皇陵	秦	陝西省临潼县	

165	4	茂陵	西汉	陕西省兴平县	汉武帝刘彻墓
166	5	霍去病墓	西汉	陕西省兴平县	
167	6	辽阳壁画墓群	汉至晋	辽宁省辽阳市	
168	7	洞沟古墓群	高句丽(公元 前37—公元 668年)	吉林省辑安县	包括好大王碑
169	8	封氏墓群	北魏至隋	河北省吴桥县	
170	9	昭陵	唐	陕西省乾县	唐太宗李世民墓
171	10	乾陵	唐	陕西省乾县	唐高宗李治与武则天合葬墓
172	11	顺陵	唐	陕西省咸阳市	武则天之母杨氏墓
173	12	六顶山古墓群	渤海(公元698—926年)	吉林省延边朝鲜族自治州敦化县	
174	13	藏王墓		西藏自治区穷结县	公元七世紀藏王松贊干布等藏王的墓葬
175	14	王建墓	五代前蜀	四川省成都市	
176	15	岳飞墓	南宋	浙江省杭州市	
177	16	明孝陵	明	江苏省南京市	明太祖朱元璋墓
178	17	十三陵	明	北京市昌平区	
179	18	清东陵	清	河北省遵化县	
180	19	清西陵	清	河北省易县	

注：台湾省的全国重点文物保护单位名单待解放后补列。

編集後記

昨年の秋以来、文化大革命の中で出土した古代文化財が次々と発表されている。また今年からは長らく休刊していた『考古』や『文物』が復刊された。中国の人達は文化財・考古学をどのように位置づけているのだろうか。民族の文化遺産に対してどういう見方、考え方をしているのだろうか。また、それが文革前と文革後でどうか変わったのだろうか。その道の専門家である宮川、池田両先生をおよびして対談していただきました。対談を補うため『考古』の3文と中国の文化財保護条例を編集部で翻訳、解説しましたので参考資料にし

ていただきたいと思います。

編集部で文化財・考古学をテーマに取りあげ対談も終わった丁度その時点で、明日香村の高松塚古墳で極彩色群像壁画が発見され、日本でもにわかに文化財・考古学がクローズアップされました。その発見は、民族の文化遺産に対する総合的位置づけや開発と保護の問題などさまざまな論議を呼び、今では天皇陵の発掘調査是非論にまで発展している。わたしたちはこれを機会に、文化遺産問題をあらゆる角度から、深く、考え、論議していく必要があると思われます。